

第2節

22大綱見直しの検討状況

1 見直しの背景

22大綱が策定されて以降、わが国周辺の安全保障環境は、一層厳しさを増している。たとえば、北朝鮮は12（同24）年4月および12月には、「人工衛星」と称するミサイルの発射を行った。また、中国は、わが国領海侵入および領空侵犯を含むわが国周辺海域での活動を急速に拡大している。（図表Ⅱ-2-2-1参照）

一方、米国は、新たな国防戦略指針のもと、アジア太平洋地域におけるプレゼンスを強調し、わが国を含む同盟国などとの連携・協力の強化を指向している。なお、東日本大震災における自衛隊の活動においても、対応が求められる教訓が得られている。

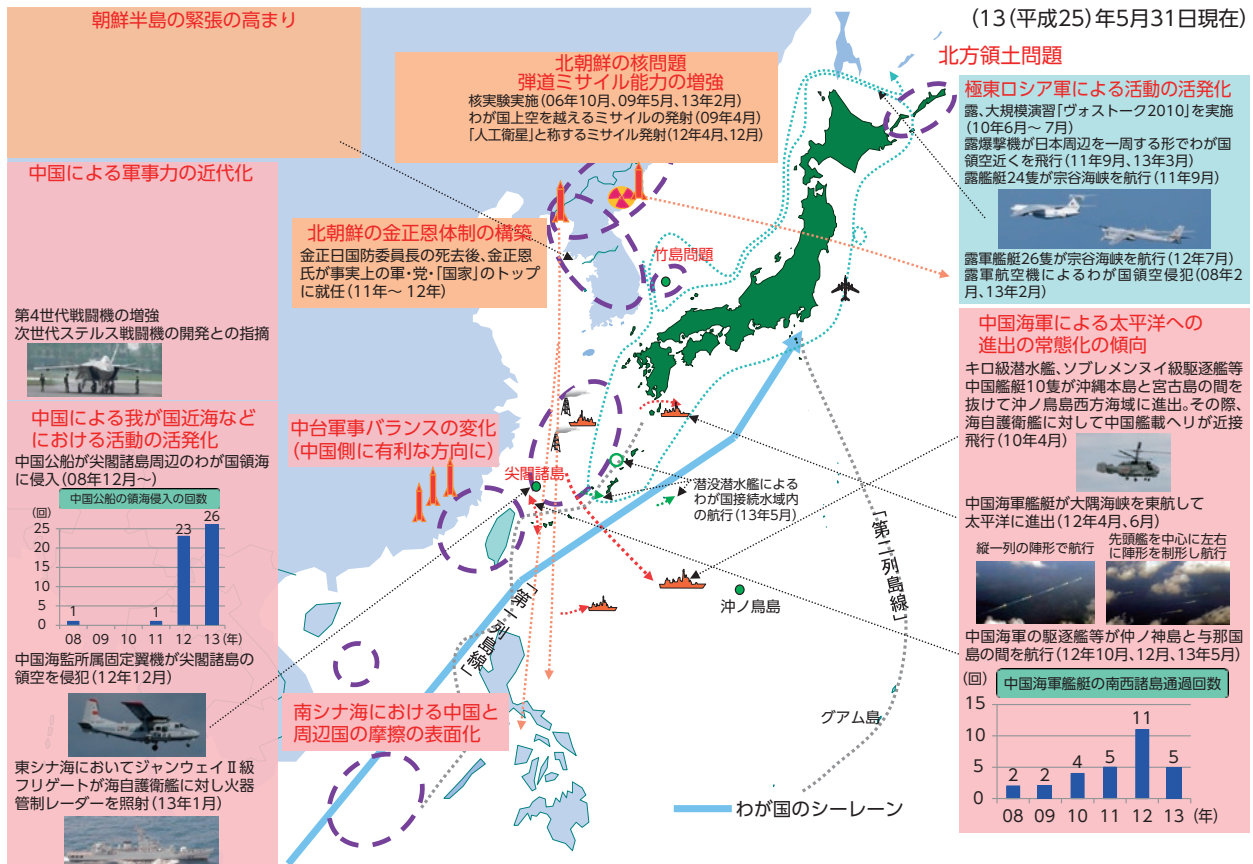
このような変化を踏まえれば、日米同盟をさらに強化

するとともに、現下の状況に即応してわが国の防衛態勢を強化していく必要がある。そのため、政府は、「平成25年度の防衛力整備等について」（平成25年1月25日閣議決定）において、22大綱を見直し、自衛隊が求められる役割に十分対応できる実効的な防衛力の効率的な整備に取り組むこととし、13（同25）年中に結論を得ることとした。

また、「中期防衛力整備計画（平成23年度～27年度）」（23中期防）を廃止し、今後の中期的な防衛力の整備計画については、22大綱の見直しとあわせて検討の上、必要な措置を講ずることとした。

参照▶ 資料10

図表Ⅱ-2-2-1 わが国周辺の安保事象



(注) 中国軍関係者は、海軍の作戦海域上の概念として「列島線」を想定していると指摘されている。
〔「列島線」の位置は、米国防省「中華人民共和国の軍事・安全保障の進展に関する年次報告2012年版」中の図表等を参考〕

2 防衛省における検討

防衛省においては、前述の閣議決定後直ちに防衛会議を開催し、防衛力のあり方について検討する「防衛力の在り方検討のための委員会」の設置を決定した。

この中で、小野寺防衛大臣は、

- 一層厳しさを増すわが国周辺の安全保障環境を踏まえ、わが国の防衛体制を総点検し、領土・領海・領空および国民の生命・財産を断固として守り抜くために必要な防衛態勢の検討を行うこと
- 自衛隊の体制を強化するに当たっては、統合運用を踏まえた防衛力の能力評価を重視し、内部部局および統合幕僚監部が中心となって実施すること

などを指示した。

その後、江渡防衛副大臣のもと、「防衛力の在り方検討のための委員会」において、国際情勢、防衛力の役割と能力評価、日米同盟、自衛隊の運用の現状と課題などについて議論を重ねている。そうした中で、弾道ミサイルの脅威に対す

る実効的な抑止・対処能力や、輸送力・機動力を含む実効的に島嶼を防衛しうる能力など、各種事態への対応に求められる機能について、国会などにおける議論をも踏まえ、精力的に検討を行っている。

(図表Ⅱ-2-2参照)



第1回「防衛力の在り方検討のための委員会」を主催する江渡防衛副大臣

図表Ⅱ-2-2 「防衛力の在り方検討のための委員会」の開催状況について(13(平成25)年5月31日現在)

回数	開催日	議題
第1回	13(平成25)年1月25日	在り方検討の進め方
第2回	13(平成25)年1月31日	これまでの大綱の経緯、現大綱の論点等
第3回	13(平成25)年2月 7日	国際情勢等
第4回	13(平成25)年2月15日	防衛力の役割と能力評価等
第5回	13(平成25)年2月21日	米国の安全保障政策/日米同盟等
第6回	13(平成25)年3月 4日	防衛大綱・中期防の意義等
第7回	13(平成25)年3月 7日	自衛隊の運用の現状と課題等
第8回	13(平成25)年3月18日	情報通信(サイバー)等
第9回	13(平成25)年3月21日	国際環境改善等
第10回	13(平成25)年4月 3日	我が国が置かれている環境と国内情勢等
第11回	13(平成25)年4月15日	宇宙政策・無人航空機・BMD能力強化の方向性等
第12回	13(平成25)年4月19日	装備政策・研究開発等
第13回	13(平成25)年4月24日	情報(インテリジェンス)等
第14回	13(平成25)年5月13日	人事教育・衛生施策等
第15回	13(平成25)年5月15日	防衛力の役割と能力評価等
第16回	13(平成25)年5月27日	統合運用の体制の方向性等

【参考】
「防衛力の在り方検討のための委員会」構成員
委員長：防衛副大臣
委員長代理：防衛大臣政務官
副委員長：事務次官
委員：大臣官房長、各局長、各幕僚長、情報本部長 等

コラム

あるべき防衛力の機能を巡る議論について

わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、防衛省内の「在り方検討委員会」において、あるべき防衛力の姿についての検討が進められているが、国会等においても、いわゆる敵基地攻撃能力や海兵隊的な機能に関して、以下のような議論がされている。

いわゆる敵基地攻撃能力について

いわゆる敵基地攻撃は、自衛権発動の三要件を満たし、他に手段がないと認められる限りにおいて憲法上も許されるものである。自衛隊は、これまで、いわゆる敵基地攻撃を目的とした装備体系を保有しておらず、このような「打撃力」については米軍に依存することとしているが、わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、敵基地攻撃能力の保有を現実を考えるべきではないかとの議論がある。この点に関し、安倍内閣総理大臣は、「今まさに日本を攻撃しようとしているミサイルに対して、米軍がこれは攻撃してくださいよと（中略）日本が頼むという状況でずっといいのかどうかという問題点、課題はずっと自民党においても議論をしてきたところでございます。（中略）相手に、これはやはり日本に対してそういう攻撃をすることは自分たちの国益あるいは自分たちの国民の命にも大きな影響力があると思って思いとどまらせるようにするという、抑止力を効かせる上においてどうすべきかという議論はしっかりとしていく必要があるだろうと、このように思っております。」（13（平成25）年5月8日 参議院予算委員会 安倍内閣総理大臣答弁）との見解を述べている。

海兵隊的機能について

海兵隊とは、国によって所属、規模等も異なるが、一般に陸上作戦および海上作戦などに求められる各種機能を組み合わせて一体的に保有し、優れた機動性・即応性を備えた部隊と言える。島嶼部の防衛には、統合運用による部隊の機動的な輸送・展開が求められ、陸海空の部隊が緊密に連携しつつ、侵攻部隊を阻止・撃破することが不可欠であり、状況に応じ、島嶼の奪還を行うことも必要になることから、このような海兵隊的な機能が必要であるとの指摘がある。この点に関して、安倍内閣総理大臣は「いわゆる島嶼防衛について言えば、海兵隊的な機能をわが国が備えていく必要性についてやはり議論していかなければならないと、このように思います。」（同答弁）との見解を述べている。